平成30年4月の経営事項審査の改正に伴う 伊賀市工事発注に係る格付けの取扱い

平成30年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、 平成30年度並びに平成31年度の伊賀市建設工事発注に係る格付けにおける 取扱いを下記のとおりとします。

記

- (1) 平成30年4月以降の新経審導入に伴う再審査の結果を、平成30年度 の格付けには反映しません。(平成30年2月1日からの完成工事高の業 種間積み上げの導入にかかる再審査を含む。)
- (2) 平成30年4月以降の新経審導入に伴う再審査の受審を、平成31年度 の格付けとして義務付けはしません。(任意受審)

旧経審基準による審査結果も、平成31年度の格付けにおける有効な経 営事項審査結果とします。

平成30年度格付け:審査基準日(H28.10.1~H29.9.30) 平成31年度格付け:審査基準日(H29.10.1~H30.9.30)

(参考)

経営事項審査制度改正による再審査申立

申し立て期間:平成30年4月1日から平成30年7月29日まで 経営事項審査の再審査申立については、それぞれの許可行政庁にお問い合 わせください。(三重県知事許可の場合は、管轄の各建設事務所または県庁建 設業課)

事務担当:契約監理課

TEL 0595-22-9810